

千葉市福祉・介護職員等処遇改善加算取得支援アドバイザー派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、障害児通所支援事業所又は障害児入所施設（以下「障害福祉サービス事業所等」という。）が福祉・介護職員等処遇改善加算（以下、「処遇改善加算」という。）を新たに取得する、又はより上位の加算を取得するにあたり専門家の助言及び指導を必要とする場合に、市が当該専門家（以下「アドバイザー」という。）を派遣することにより、より働きやすい職場環境を整備し、障害福祉人材の確保及び定着を図ることを目的とした「千葉市福祉・介護職員等処遇改善加算取得支援アドバイザー派遣事業」（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(派遣対象)

第2条 アドバイザーの派遣を受けることができる障害福祉サービス事業所等は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 別表に掲げるサービスを提供する市内の障害福祉サービス事業所等であること。
- (2) 労働関係法令を遵守していること及びその他の法令上又は社会通念上ふさわしくないと判断される事由がないこと。

(支援内容)

第3条 アドバイザーは、派遣対象の障害福祉サービス事業所等に対し次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 処遇改善加算取得に関する制度説明
- (2) 処遇改善加算取得に関する現状調査及び分析
- (3) 処遇改善加算取得に係る助言及び指導
- (4) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める業務

(アドバイザー)

第4条 アドバイザーは、社会保険労務士資格を有し、適切な助言及び指導ができる者とする。

(派遣申込み)

第5条 アドバイザーの派遣を受けようとする障害福祉サービス事業所等は、千葉市福祉・介護職員等処遇改善加算取得支援アドバイザー派遣申請書（様式第1号）を、市長に提出するものとする。

（派遣決定等）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、派遣の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定によりアドバイザーを派遣することを決定したときは、当該障害福祉サービス事業所等に対し千葉市福祉・介護職員等処遇改善加算取得支援アドバイザー派遣決定通知書（様式第2号）により、派遣しないことを決定したときは、当該障害福祉サービス事業所等に対し千葉市福祉・介護職員等処遇改善加算取得支援アドバイザー派遣申請結果通知書（様式第3号）により、通知するものとする。

3 前条の申請が多数の場合は、予算の範囲内で、原則、先着順により派遣する障害福祉サービス事業所等を選定するものとする。ただし、申請時点で処遇改善加算を取得していない障害福祉サービス事業所等をより優先する場合がある。

（派遣回数）

第7条 同一の障害福祉サービス事業所等に対する派遣回数は、年度内2回を限度とする。

（結果報告）

第8条 アドバイザーは、派遣が終了したときは、速やかに千葉市福祉・介護職員等処遇改善加算取得支援アドバイザー派遣業務完了報告書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

（守秘義務）

第9条 アドバイザーは、第3条各号に掲げる業務を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。派遣が終了した後も、また同様とする。

（決定の取消し）

第10条 市長は、障害福祉サービス事業所等が偽りその他不正な申請に基づき派遣の決定を受け、又は申請した事業以外にアドバイザーを利用したときは、派遣の決

定の全部又は一部を取り消すことができる。

(派遣実績の公表等)

第11条 市長は、アドバイザーを派遣した障害福祉サービス事業所等における処遇改善加算取得支援に係る派遣実績等を公表することがあり、アドバイザーの派遣を受けた障害福祉サービス事業所等は、これに協力するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

【別表】

1 居宅介護
2 重度訪問介護
3 同行援護
4 行動援護
5 重度障害者等包括支援
6 生活介護
7 施設入所支援
8 短期入所
9 療養介護
10 自立訓練（機能訓練）
11 自立訓練（生活訓練）
12 宿泊型自立訓練
13 就労選択支援
14 就労移行支援
15 就労移行支援（養成施設）
16 就労継続支援A型
17 就労継続支援B型
18 就労定着支援
19 自立生活援助
20 共同生活援助（介護サービス包括型）
21 共同生活援助（日中サービス支援型）
22 共同生活援助（外部サービス利用型）
23 児童発達支援
24 医療型児童発達支援
25 放課後等デイサービス
26 居宅訪問型児童発達支援

27 保育所等訪問支援

28 福祉型障害児入所施設

29 医療型障害児入所施設

様式第1号

年 月 日

千葉市福祉・介護職員等処遇改善加算取得支援アドバイザー派遣申請書

千葉市長あて

法人住所

法人名

代表者職・氏名

千葉市福祉・介護職員等処遇改善加算取得支援アドバイザー派遣事業実施要綱第5条の規定に基づき、アドバイザーの派遣を申請します。

施設・事業所名			サービス種別 (要綱別表から選択すること)				
施設・事業所所在地							
常時雇用する労働者数 人	(内訳) 人	・正社員	人	・パート、契約社員	人	・派遣社員	人
事業開始年月日 年 月 日	正社員の平均勤務年数 (※1) 年 月			就業規則等 (※2) あり なし			
処遇改善加算の取得状況等 (該当するものに○印を記入)	1 処遇改善加算取得状況 (I II III IV なし)						
(より上位の) 処遇改善加算等を取得できていない理由							
確認事項 □に✓をしてください。							
<input type="checkbox"/> 労働関係法令を遵守しています。□							
<input type="checkbox"/> その他の法令上又は社会通念上ふさわしくないと判断されるような問題を起こしていません。□							
<input type="checkbox"/> 申請書類等は派遣予定の社会保険労務士等に情報提供させていただきます。予めご了承ください。□							
担当	氏名			施設・事業所 HP URL			
	電話番号			E-mail			
	FAX番号						

※1…任意記入項目 (必須ではありません。)

※2…就業規則等がある場合は写しを添付してください。

様式第2号

千 年 第 月 号
年 月 日

様

千葉市長

千葉市福祉・介護職員等処遇改善加算取得支援アドバイザー派遣決定通知書

年 月 日付で提出された千葉市福祉・介護職員等処遇改善加算取得支援アドバイザー派遣申請について、下記のとおり派遣することを決定しましたので、千葉市福祉・介護職員等処遇改善加算取得支援アドバイザー派遣事業実施要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

1 対象施設・事業所

2 派遣回数 2回まで

3 その他

様式第3号

千 年 第 月 号
年 月 日

様

千葉市長

千葉市福祉・介護職員等処遇改善加算取得支援アドバイザー派遣
申請結果通知書

年 月 日付で提出された千葉市福祉・介護職員等処遇改善
加算取得支援アドバイザー派遣申請について、下記の理由により派遣できない
ことを千葉市福祉・介護職員等処遇改善加算取得支援アドバイザー派遣事業実
施要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

理由

様式第4号

年 月 日

千葉市長 あて

(アドバイザー)

住所

氏名

千葉市福祉・介護職員等処遇改善加算取得支援アドバイザー派遣
業務完了報告書

千葉市福祉・介護職員等処遇改善加算取得支援アドバイザー派遣の業務が終了しましたので、下記のとおり報告します。

記

派遣対象施設・事業所の名称と所在地								
支援内容		処遇改善加算の新規取得又はより上位の処遇改善加算取得に向けた助言及び指導						
添付書類		千葉市福祉・介護職員等処遇改善加算取得支援アドバイザー派遣業務完了報告書（別紙）						
第1回	実施日時	年	月	日	（　）	時	分～時	分
	実施内容							
第2回	実施日時	年	月	日	（　）	時	分～時	分
	実施内容							